

令和7年度第1回第6次総合計画審議会の意見を受けての検討結果について（報告）

No.	第1回審議会でのご意見	第1回審議会時の事務局回答	検討結果
1	空き家対策に力を入れているため、それに関する内容を計画本文中に盛り込んではどうか。	空き家対策については記載がないため、「基本方向4（4）良好な住環境の創出」、または「基本方向5 安全で安心して暮らせる住みよいまち」の該当箇所に、担当課と協議をしながら内容を盛り込みます。	計画本文59頁「基本方向4（4）良好な住環境の創出」の該当箇所に、空き家対策に係る内容を盛り込みました。
2	指標項目「図書室利用者数」の目標設定について、具体的対策や図書館を新設する予定はないと思うため、指標とすることに疑問を感じる。それとも違った指標も必要になるのではないかと考える。	現状図書室施策は進めにくいものの、現在居場所づくりとして展開していくことを検討しています。	委員の言われるとおり、指標項目No.29「図書室利用者数」については、利用者数向上に向けた具体策が見出せないため削除します。したがって、計画本文45頁のKPI一覧表から削除します。今後は、居場所づくりとして、サードプレイスなど魅力ある図書室を検討していきます。
3	児童生徒の通学路に関して、今日の人口分布の観点から、交通量を考慮した都市計画を考えてほしいと思う。	子どもの安全確保については、学校と二町教育委員会と定期的に協議を行っている。今回のご意見は、関係機関へ報告を行い、検討を行います。	安全確保の観点において、定期的に学校から二町教育委員会へ報告されています。交通量の激しい箇所も含め、危険箇所が散見された際は、引き続き学校や二町教委と連携しながら安全に児童生徒が登下校できるよう、安全対策を講じていきます。
4	中学校の部活動は、地域移行を進めている中、現在土日の吹奏楽部の活動は中学校校舎を活用している。そのため、体育館に楽器を保管するスペースを作るなどの対策を講じてほしい。	地域移行については、二町教育委員会で進めています。スペースの確保については、学校・町担当課・二町教育委員会へ報告を行い、検討を行います。	中学校と二町教育委員会と調整し、最適な方法を検討していきます。
5	英検やふるさと教育については、これまで審議会で発言したことが反映されており、感謝します。各交流センターへの名称変更について、計画本文中で修正されていないところがあるため、再度見直しをしてほしい。	再度見直しを行います。	計画本文62頁にある笠松中央公民館・松枝公民館の施設名を変更しました。併せて、令和7年度に南体育館の解体を実施したことに伴い、計画本文62頁から削除します。

No.	第1回審議会でのご意見	第1回審議会時の事務局回答	検討結果
6	町内会加入や、町内会役員を辞める方が多く、担い手がないことが課題である。町内会加入に関する条例制定がされた以上、加入促進に関する活動を進めてほしい。	R7 時点での加入率は77.5%であります。加入率促進に関しての施策は、担当課において引き続き検討していきます。	
7	町内会班長の業務負担が大きいと、なかなか町内会へ加入する方も少ないと思う。実際に活動してはじめて良さを実感するが、そこまで至るハードルが高いのが正直なところである。子ども会の役員になると、町内会との関係性が重要であることを認識するため、町内会と子ども会との間でお互いの仕事分かりあえるような機会を創出してほしい。	業務軽減に向けて、デジタルを活用した方策を担当課で検討しております。	<p>【総務課】 町内会業務の負担軽減やSNSを活用した町内活動の周知など、若い世代にも配慮した町内会のあり方について、町内会連合会の三役会議や役員協議会の中で各町内会の現状や課題を整理しつつ、検討してまいります。</p> <p>【教育文化課】町内会と子ども会との連携は重要な課題であると認識しておりますので、各町内会と各子ども会が行う活動に対しての情報提供や施設の利用に関して支援してまいります。</p>
8	「基本方向1（6）人権尊重社会の推進」の中で、子どもの権利条例が制定されていることを町の児童生徒が知っている人は少ない。町ならではの取組をPRしてほしいと思うため、指標項目として設定することが良いかどうか分からないが、何らか分かる形で検討してほしい。	子どもの権利の学習機会の提供に関連したK P Iを新たに設定することも含めて担当課と検討します。	町ならではの取り組みとしましては、職員手製の「こどもの権利」動画のDVDを各小中学校へ配布し、学校での権利条例の周知に活用いただいています。また、その動画はHPやYouTubeで公開しています。定期的に広報やHPにおいて周知を行っていますが、さらに理解を深めてもらうため、こども館での小中学生行事の開催時にパンフレットの配布やLINEやSNS等を利用したPRの取り組みを進めていきます。 K P Iを新たに設定することは考えておりません。
9	手話が言語であるという認識を広く持つことが重要と考えており、県では手話言語条例を制定している。自治体では、山口市・羽島市・本巣市が制定しており、町でも制定を検討してほしい。	担当課へ報告し、制定に向けて検討します。	令和7年6月に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務、基本的施策が明確化されました。笠松町では、これまでに、手話がコミュニケーションをとったり、必要な情報を得るための言語であることを認識し、意思疎通を仲介することを目的に手話通訳者、要約筆記者を派遣したり、手話奉仕員の養成研修を開催しています。今後も引き続き、手話の普及と手話が言語であることを広く認識してもらうため、条例によらず本法律に則り、手話習得の支援や啓発活動などの施策を検討してまいります。

No.	第1回審議会でのご意見	第1回審議会時の事務局回答	検討結果
10	町内会や子ども・女性の人権問題が出てきているが、全て解決できると感じている。町は道徳活動と人権活動に力を入れていくことが重要と考えており、加えて町は道徳の条例があるため、もっと全面的にPRしながら各施策を実施すると、解決につながるのではないかと考える。	—	・平成19年12月に「道徳のまちづくり条例」が制定され、住民一人ひとりが道徳への認識を高め、人と人とのつながりをつくり、自ら社会づくりに参加し、お互いを尊重する道徳的風土づくりの取り組みを進めてきました。今後も、住民の主体性の尊重、町内会、ボランティア団体など各組織との連携を図り、「道徳のまち笠松委員会」で提起された「笠松のこころ」を育み、「道徳のまち笠松推進会議」を中心とした活動を支援、さらなる啓発を行ってまいります。
11	「基本方向1（3）高齢者福祉の推進」の中にある「要介護認定者の割合」という指標があるが、数値が高くなることに違和感を覚える。健康増進の推進と相反する内容のため、検討をお願いしたい。	担当課と協議を行い、KPIの妥当性について検討します。	65歳以上の高齢者人口に対する要介護（要支援）認定者数の割合については、いわゆる団塊世代が全て75歳以上の後期高齢者となった令和7年以降、医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者や、認知症を患う高齢者の増加が見込まれることから、今後さらに上昇していくことが予想され、笠松町第9期介護保険事業計画においても、令和12年度の65歳以上の被保険者数5,713人、要介護（要支援）認定者数1,287人と推計していることから、要介護（要支援）認定者数の割合は22.53%となる推計です。こうした将来推計を改善するために、町民に対して各種健（検）診の受診促進等による健康寿命の延伸を図るほか、介護予防の普及や事業を充実させていくことで、将来推計より低い要介護（要支援）認定者数の割合を目標値とする指標としていることからKPIとして妥当と考えます。
12	国際理解教育について、削除された理由を聞かせてください。	以前は、グアム派遣事業を行っていたものの、現在は施策を実施しておらず、「基本方向2（1）学校教育の充実」から削除したところ。そのため、国際理解の内容を、学校教育の部分または人権問題の部分に盛り込むのかというところは、担当課と相談しながら検討します	<p>【教育文化課】 中間評価の見直し方針の報告の際に羽島郡二町教育委員会に確認したところ、現在、笠松町では国際理解教育未実施との見解で内容修正をいただいております、学校教育の部分に盛り込む予定はありません。</p> <p>【福祉子ども課】 国際理解教育については、青少年・若者支援における取り組みの一つに「国際交流活動の推進」があり、その活動に際し反映されるものと考えており、人権問題への盛り込みは考えておりません。書くとするならば「多文化共生」の視点が好ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【取りまとめ】 「多文化共生」の分野がないため、以前記載していました「学校教育の充実」の欄に記載します。本文内容は42,43頁のとおりです。</p>